

第4回東京都都市計画地方審議会

議 事 録

禁出持

第 乙

8

証 号

7-11
B5-S

第4回東京都都市計画地方審議会議事録

11)

45

7

27

○議長 幹事の説明をお願いします。

○[REDACTED] 幹事 議第七十二号につきまして、この説明を申し上げます。これは東京都市計画都市高速鉄道の変更について、二カ所ございまして、九号線の関保と十号線の関係と、二つに合かれています。

まず、九号線につきまして、この説明を申し上げます。東京都市計画都市高速鉄道九号線は、昭和三十一年の十二月に喜多見から綾瀬間、延長約三十二・七キロメートルが、都市

東京都

計画決定されております。このうち代々木上原から綾瀬間、延長約二十三キロメートルを、帝都高度交通官団が施工しております。残りの区間、喜多見から代々木上原間、延長約九・七キロメートルは、小田急電鉄株式会社が施工することになっております。

綾瀬、大手町間は、昭和四十一年の四月より工事着手をしまして、北千住、大手町間、延長約十・二キロメートルは、昭和四十四年十二月から事業開始をしております。引き続き

として綾瀬、北千住間及び大手町、綾瀬間が昭和四十六年三月と、霞ヶ関、代々木八幡間が昭和四十七年三月と、さらに代々木八幡から代々木上原間が四十八年度と、それとれ定成する予定でございます。

なお、常磐線とは昭和四十六年三月と、小田急線とは昭和四十八年度中に、相互直通運転を行なうことになっておるものでございます。

この地下鉄九号線は、小田急の代々木八幡

東京—都

と代々木上原間で、在車の小田急線と接続いたしますとして、新しい代々木上原駅が相互連絡駅となるように計画されております。この間では、小田急線の線路を代々木八幡駅付近から切り始めまして、環状六号線の下で、地下鉄九号線が小田急線の間に入ってまいります。最急勾配で代々木上原駅と取り付きをいとすということになっております。

代々木上原の駅は地下鉄九号線の勾配等から、現在の位置より、下北沢方約二百メートル

ル移動にいたします。鉄道利用者及び地元
商店街に対する対策としまして、鉄道高架下
を一般歩行者用通路に使う等により、影響を
与えるがけ少なくいたしております。踏切は
セカ所^{セカ}除^スき^キさけることにいたします。

以上の内容は、すでに計画決定されておる
内容であるわけでございますが、今回の変更
は、代々木八幡から代々木上原を経て、東北
沢にいたる間の細部設計とついでして、東京
都と帝都圏間連度交通官団、及び小田急電鉄株

東 京 都

式会社と協議の結果、踏切の閉鎖に伴う付け
換え道の幅員を、従来は五メートルとしてい
たものを、歩道付りの側道とするために、セ
・五メートルに変更しようとする内容のもの
でございます。また、付け換え道の区間の
延長等の必要も生じらるで、その変更をする
わけでございます。

なお、踏切の閉鎖する箇所には、沿道は民
のために、高架歩道橋を考慮いたしております。

この事業は四十五年度、四十八年までの四
カ年で執行し、事業費として、約九十九億円
を要する見込みで、道路側負担は約二十五億
円が見込まれておるものでございます。

次に、地下鉄の十号線の変更について、こ
説明を申し上げます。十号線につきましては、
四十三年の十二月に、新宿、住吉町間、延長約
十一・六キロメートルに計画決定されまして、
さらに昭和四十四年の五月に新宿、調布間、
四十五年の一月に住吉町から大島間を延伸し、

東京都

まして、現在調布、大島間、延長約三十キロ
メートルに計画決定されております。

このうち調布から新宿間は京王帝都電鉄株
式会社が、新宿から大島間は都交通局が事業
実施の予定でございます。

延島から大島間は昭和四十八年度完成を目
標としております。

この十号線の当初決定の際、江東区、江
川区内の交通事情を考慮して、延伸を早急に
決定すべきであるとの外帯意見がありまして、

地元でも十キロ線の延伸を強く要望しております。そこで今回東大島まで、約一・二キロメートル延長しまして、総延長約三一・二キロメートルにしたい。こういう内容でございます。

今回の延伸区間の構造は、地下式約二百五十メートル、堀割式約百メートル、嵩上式約八百五十メートルとなっております。地下から南壁となる区間は、民地内を通過することになります。この事路になる部分で、文差する



東京都

又道三本、私道一本が遮断されてますが、この代替として、幅員七・五メートルの側道も合わせて計画し、自動車交通のやり回しをいたします。また、遮断される道路のうち二本は、歩行者の安全を遮断は可能を構造といたします。

また、江東区大島九丁目付近に高層駅を設置する計画であります。さらに大島九丁目付近、これは旧日東化学跡地でございますが、跡地買収で、すでに東京都で買収済みなので

でございます。ここに車庫を計画しております。
 本車庫は大島地区防災拠点計画地域収
 入に計画しまして、地下二層式で百八十輦の収
 容能力を持つものであります。構造物の上
 部には総一・五メートルの上盛りをいたし
 して、避難広場となる計画となっております。
 なお、旧中川以東への延伸につきまして
 は、今後都市交通審議会の審議とも見合
 まして、都市計画上の後討をいたしたいと
 しております。

東京都

次に、これに関する意見書が出ております。
 この要旨をいふとこれに対する東京都の見解は
 すでに配付申し上げております。印刷物に
 よってこの承諾をいたすと思っております。
 なお、この地下鉄十号線については、事業
 実施当局である都交通局としまして、地元
 の江東区並びに地元住民と十分協議を重ねて
 しております。大体的な了解度合いは進んで
 おります。今後、補償の問題を着目することと
 しまして、完全な了解を得て、円滑に事業を

実施する予定であります。

○議長 たないまの説明について、区内、意見
見がありますか。[REDACTED] 番。

○[REDACTED] (議長) 特に十号線の内題について、私
の記憶が違つてなうにはありませんが、幹
事の方と、ご存じでしたらお尋ねしたいんです
が、たしかこの問題ね、意見書と同種類とだ
けはいいゆれませんけれども、この内巻を取
り入れたものが、現在都議会、企画総務首都
整備委員会と、請願として出されていっているもの

東京都

やないかと思っております。しかも、この請願が
近く委員会の中で審議されるものと同等のもの
にやないかというふうにと、私は思っている
わけです。しかも、いま幹事のほうから、地
域の皆さん方とどういふ話し合いをしなければ、
特に買収上の問題、補償の問題で話し合いを
進めようというふうに言われていっている
けれども、議会と出されていっている請願では、そ
ういうものについて取り下げであるとか、
住民の意向というものが、そのような形では

反映されていらないんですけれども、その点、
もしご存じでしたら、お答え願いたいと思っ
ます。

○議長 〔審〕

○〔審〕(審員) やはう十号線のことについてお
尋ねしたいんですが、土地の対策委員長、
〔審〕さんと二う六、その方と四、五回折衝した
たように伺っているんですが、その方のご意
見並に、已長さんが、意見を述べられ
て、そういう点について、もう一度ご説

東京都

明を願います。

○議長 幹事の説明を求めます。

〔幹〕 幹事に説明を申し上げます。いま
先生からお話の点、〔審〕先生からお話の点、
両方合をしましてご説明申し上げます。

確かに陳情、請願という形で、現在おてお
ります。この意見書と載っております。十号
線と関する意見書が、おすむとと、お配りしてご
わいしますが、この中に書いてありまうように、
一つは、新大橋通りを新六ノ橋通りまで地下

で進みまして、手塚興産——防災防災、日東
化学の跡地の隣のとこですけれども、ここ
に手塚興産という工場がまたあるわけです。
——の敷地内で地上に出て、高架線として東
北の方向へ進むという変更してもうしたいとい
うことで、工場の中たけの犠牲で、沿道の犠
牲がなくて済むんじゃないかというように喜
見望み、それから、それと同種類の陳情、請願
が出ておるわけでございます。

それに対して検討した結果を、東京都の見

東京都

解ということで、ここに記載してございます
ので、これを読み上げたいと思います。

手塚興産の敷地内で地上にあると、六ノ橋
にいたる道路及び旧中川の護岸（計画高A・
P三・六メートル、桁下空間一メートル以上）
をこのほうき水ない。旧中川を高架で渡
ることは、手塚興産より西側で地上にあるけ
れならす。新六ノ橋通り（補助百四十回）で
桁下空間四・七メートルを確保すると、肉口
部は計画高付近となる。これは二の路線の北

側——反対側にはあるけれども、その影響圏
は同じような地点を占めることになるという意味でい
えます。

計画案はひさるたけ民地に対する影響を少
なくするため、車庫線とひさるたけ重複する
よう計画したものであるので、変更すること
は適当でない、こういう見解でございます。

これは交通局と私のほうの担当と両方で相
談して、その見解を検討したあげてございま
すが、この趣旨を陳情者である[黒塗り]さんとお

東京都

合いして、そのお話をいろいろ申し上げまし
た。その点は一応おわかり願えたと考えてお
ります。

なお、とくにがかりな方には、同じ側の民地で
も、放射三十一号線という道路がございまし
て、その南側のほうの、一宅地より北裏側で
すけれども、約十三メートルぐらいおけたと
ころを、立ち上がつて行くこととなるあげて
すけれども、それを二十メートル幅だけ残し
てほしいというようなお意見もあつたあげて

す。これはこの意見書の一部と出しておるわけでございますが、これは田の方でしたか、一部の方の意見でございます。

技術的にはいろいろな問題があるわけでございますが、十三メートルより、路線沿いの代替の店舗を救済しながら、^{二等地}のところで立ち上かっという手法を取ったわけでございますが、十三メートルがいろいろの、二十メートルがいろいろ議論があるわけでございますけれども、保安の問題に

東京都

ついで、交通局のほうで、さうに地元ともいろいろおたうよした。又長ともおたうたう、
 さん自身ともおたうたう、いろいろの方とおたうておりますが、大体的に見直しで、厚策のおおりで、あとは補償問題で解決できるという大体的に見直しとちうております。これは又長の見解。
 さんあらりとおたうて、大体的にその線でまともなようであるという見直しを得ております。

もっとも、お話を聞いていくのは、あとは具体的な

一軒一軒の補償の問題、これを煮詰めること
によつて、はいりて完全な了解ということに
ならう。こういうふうな、現在見直ししてい
かいます。

なお、中東があらば、交通局のほうから、
説明をさせたいと思っております。

○遠藤高運電單車設本部計画部長 大井の氏
実はたがいに岩倉さんが申されたとおりです
が、この問題が起こうとしたら、最近で
ございますが、江東区の区長さん、即役さん

東京都

に会ひまして、見解をたのしみましたところ、
江東区としては、厚家でやってくんというか
話を伺つております。

○議長 たがいの答えをよろしゅうござ
いますか。 [黒塗り] 番。

○ [黒塗り] 番 (事務) 私かひとつ伺ふつもりでござ
る。は、同車はなく、同様のこの地域から都の
議会に対して請願が出てゐる。それから近く平
泉会の本上で論議されるというふうな状況な
あつてです。私としては、請願が出される委員

会にも所属してありまして、この問題につ
 いての請願を論議していくという点で、この議
 題について、保留をしたいというふうに考
 えるわけですから、同時に、私は議長
 人に問題提起をした人です。という内
 容が、いま申し上げたように都議会、委員会
 とにかかるといって、真直に迫っている中で、こ
 の種の問題が都議会の中へ、一定の結論を
 出すという点について、私はきんぎょの掬いで
 ですから、独白にこの問題を処理するといふこ

東京都

とについて、やはりさかではあらまざるわけ
 にも、慎重にするといふことは、大切なんじ
 となかなかというふうに思っています。
 この点の考慮を払っていただければという
 ふうに思います。私の意見です。
 ○議長 たは「ま [] 市の [] 委員から、
 都のほうに請願が別に出ているというこ
 とで、それと近く委員会が内に入るとい
 うような状態にある際に、この富議
 会で決定することは、
 いかかきものかという意見が
 出ているわけ

であります。この点について、委員の方々の
ご意見を伺いたいたします。■番。

○(市)(委員) 私も先ほどご質問申し上げまし
た責任がありますので、私の意見を述べま
すと申し上げさせていたたきたいと思っております。

都市計画審議委員は同じような委員会に
いいますから、相違権威がある委員会だと私は
考えております。委員会ももちろん権威はあ
ります。しかし、学識経験の豊かな皆さんが
が、多数に占められておられるのですか

東京都

ら、委員会は決して権威がなくともいい、
権威がないのだということは申し上げてあり
ません。権威があるということを申し上げて
おるんですが、あくまで、都市計画審議はこれ
上にあるというこも申し上げておるわけで
はありませんけれども、学識経験者の方々の
ご意向がどういうへ向かえるかというこなん
です。委員会で一々保留をされるとか、また
再審議をされるとかというふうなことをなさ
すと、重要な問題だといいたがら、やはり審

議 いたしません。

先ほど、己長さんへ、地元対策の委員長
の [] さんなりが、また交通局の計画部長な
りか、相当説明をし、ある程度納得されてお
られるように、私は解釈しておるんですが、
一応委員の皆様さん方におはかりいたたきま
して、そして決を取っていただきたいと思いま
す。私はむしろこの委員会でご決定願ったほ
うがいいんじゃないか、こういうふうに考え
ております。

東京都

○議長 [] 委員長、いま [] 番の [] 委員から
ご意見が出ましたが、いかがですか。

○ [] (委員長) 私はここにしておさりますことに
ついては、決してやがさかではありません。
ただ、そういうことについての方針というの
を、私うことはどうだろうかということばけ
てですか、議長への判断にお任せしたいと思
います。

○議長 くれぐれ、ただいままでの幹事の説
明並に、両委員のご意見をしっかりといたしまし

あ、い、う、え、お、を、ず、か、と、い、か、と、い、こ、と、に、つ

いて、おけしを願うほうか安たいかないかと思
います。結論はとまかくとして、本日、この
の問題について採決するということについて、
ご意見はございますか。採決するということでは
進めようというふうにいたしますか。

(異議なしのさあり)

それではさよういたします。

それでは本件の議案について、賛成の方は
挙手を願います。

(賛成者挙手)

東京都

議員、議員、議員は態度保留、
多数と認めまして、本件の議案は原案どおり
決定いたします。

それでは日程第九、議第七十三号及び議第
七十四号を一括議題といたします。

(書記朗読)